

令和4年度水力発電の導入加速化補助金（調査事業）のうち

技術情報の調査事業

公募要領

令和4年5月

一般財団法人 新エネルギー財団

目 次

1. 事業の概要	1
2. 事業の目的	1
3. 業務の内容	1
4. 業務実施期間	4
5. 応募資格について	4
6. 契約の要件	4
7. 応募手続きについて	5
8. 審査・採択について	7
9. 契約について	8
10. 対象経費について	8
11. 説明会の開催	9
12. 応募書類の様式	9

1. 事業の概要

エネルギー自給率が低い我が国において、水力発電は再生可能エネルギーの中でも安定的な電力供給を長期に亘り行うことが可能な電源と位置付けられており、令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においても、令和12年（2030年）の電源構成として、11%程度の水力発電が見込まれている。

非化石エネルギーである水力発電は、純国産でクリーンな再生可能エネルギーであるという特徴を有しており、地球温暖化に対応するためにも開発・導入を支援していく必要がある。

しかし、水力発電のための開発地点は小規模化、奥地化しているため、経済上の課題が存在する。また、自然・社会環境面からの制約などもあり、開発に際しては他事例などを参照に創意工夫を施し、課題克服をしていかねばならない。つまり、今後の中小水力開発を推進するためには、国内外で活用されている既設発電所の再開発技術や中小水力導入技術情報等を収集し、開発地点の自然条件などを加味した上で地点ごとに丁寧に適用していくことが重要となってきた。

このため、本事業では、国際エネルギー機関（IEA）水力実施協定における代表実施機関に指定されている当財団が行う活動、あるいは当財団が指定する海外委員による活動を支援するとともに、国内の水力開発の促進に資する技術情報を取りまとめて、国内に広く導入・活用が図られるようにする。

2. 事業の目的

本事業の目的は、IEA水力実施協定の枠組みにおいて、他の参加国と共同で実施する水力発電に係る調査研究、水力発電に係る最新の技術情報あるいは政策情報を通して、国内水力事業者が必要とする水力開発の促進に係る情報をタイムリーにわかりやすく提供することにある。

3. 業務の内容

本事業は、IEA水力実施協定が定めている以下の活動方針に沿って実施される。

- ・社会的に望ましい再生可能エネルギーとして社会に受け入れられる水力発電の促進に必要な研究に取り組む。
- ・水力発電に関する今日的課題についての幅広い知識の充実を図る。
- ・社会的に望ましいエネルギー源としての水力発電の継続的利用に関して、国際組織と共に共通の関心分野の調査を推進する。
- ・環境的に望ましいエネルギー技術としての水力発電の可能性に関する国際的議論において公正な見解を提示する。
- ・水力発電に関する技術向上を推進する。

本事業において、受託者が実施する具体的な業務内容は以下のとおりである。

(1) 国内委員会および国内専門委員会の設置・運営

- ・海外委員、あるいは当財団職員が、専門部会（Annex）、執行委員会（ExCo）において実施する活動を技術的に支援するために、国内委員会およびAnnex-17国内専門委員会を設置する。
- ・国内委員会およびAnnex-17国内専門委員会を事務局として運営する。また、必要な資料を作成する。

(2) 専門部会（Annex）および執行委員会（ExCo）における活動の支援

海外委員、あるいは当財団職員が実施する以下1)～6)の活動を支援し、契約期間中に日本への新たな対応要請があった場合には、真摯に対応する。

1) Annex-9 : 水力発電の多様な価値（フェーズⅡ）

- ・専門部会活動に参加すると共に、国外におけるエネルギーとしての水力の価値に関する情報を収集する。

2) Annex-16 : Hidden and Untapped Hydro Opportunities

- ・海外委員と専門部会活動に参加すると共に、Annex-16に関する国内外の情報を収集する。
- ・Task2「既存の水力発電所の性能向上」の調査報告書を作成する海外委員を支援する。
- ・OA（Operating Agent）による最終報告書作成に向けた資料の取りまとめを支援する。

3) Annex-17 : Measures to enhance the Climate Resilience of Hydropower

- ・海外委員と専門部会活動を主催すると共に、下記の活動を実施しつつ最終報告書作成に向けて参加国と議論する。
 - ①気候変動により引き起こされる洪水リスクに対して水力発電事業者が取るべき対応策を調査する。
 - ②国内外の洪水被害事例を収集すると共に、被害軽減のための対応策によるリスク軽減効果の分析・評価に基づいて体系化を行う。

4) Annex-18 : 流域水資源の包括的利用のための意思決定支援

- ・海外委員と専門部会活動に参加すると共に、国外における水文予測と配分技術に関する情報を収集する。
- ・国内における有益な情報があれば専門部会等に提供する。

5) 他のAnnex

- ・Annex-12「水力発電と環境」、Annex-13「水力発電と魚類」においては、活動状況を取りまとめるとともに、日本に裨益する情報があつた際には、国内における情報の共有化を実施する。

6) 情報収集

- ・国内外の会議等に出席することで、IEA水力実施協定の活動に資する有益な情報が得られると考えられる場合は、当財団と協議の上で参加する。

(3) 委員の委嘱及び必要な経費の支払い

- ・執行委員会、専門部会、国内委員会、国内専門委員会の活動に必要な委員委嘱を実施する。なお、新たに委員を増員する場合や、委員会を新設する場合の委員選定は当財団と協議を行うこと。
- ・委員が委員会等に出席するために必要な経費（謝金含む）を支給する。
- ・IEA水力実施協定の参加費用 13,500米ドルを、IEA事務局に支払う。

(4) 活動成果の提供と知見の展開

1) 国内報告会開催

- ・IEA水力実施協定の活動成果や国際会議等で得た技術情報に関する国内報告会を当財団と共同で開催する。
- ・本報告会で必要な資料を作成する。
- ・本報告会は、我が国の水力開発促進に寄与する情報が展開される内容となるように計画する。

2) IEA水力実施協定に係る活動内容の整理

IEA水力実施協定に係る活動内容を、当財団のウェブサイトへのアップロード用に整理する。

3) その他

IEA水力実施協定の活動において、国内外に導入・適用された実績はあるものの、広く普及していない水力開発の促進に資する技術等に関する情報が得られた場合は、その課題および導入・活用に向けた検討を行うとともに、国内に普及を図るための情報提供を行い知見の展開を図る。

(5) 業務報告書の作成

業務報告書および概要版を作成すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「密閉」「密集」「密接」を避けるなど十分に配慮して本事業を遂行すること。国内報告会については、十分なソーシャルディスタンスを確保するリモート開催とする等の対応を取ること。また、海外調査を行う際は、感染防止に細心の注意を払うこと。

新型コロナウイルス感染症対策について状況変化があった場合は当財団にすみやかに報告し、協議のうえ、適切な対応を取ること。

4. 業務実施期間

契約締結日～令和5年3月14日まで。

5. 応募資格について

本業務の対象となる事業者は下記（1）～（6）を全て満たすものとする。

- （1）日本法人（登記法人）であること。共同体を構成する場合は、幹事法人を定めて応募すること。
- （2）経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。また、調査事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは調査事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業者から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則として行わない。（調査事業の実施体制が何重であっても同様。）
- （3）業務を円滑に遂行するため、十分な経営基盤を有していること。
- （4）業務を運営・管理できる水力発電に係る専門的能力を有しており、業務を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- （5）水力発電に関する海外業務の実績とノウハウを有するとともに、国内水力開発の実態に精通しており、本業務を円滑かつ的確に実施できること。
- （6）委託契約等で民間会社に業務の一部を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。

6. 契約の要件

- （1）契約形態
単年度契約による委託契約
- （2）採択件数
1件
- （3）成果物の納入
業務報告書および概要版を納入する。（電子媒体2枚）
- （4）委託金の支払時期
委託金の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。
- （5）支払額の確定方法
業務終了後、1週間以内の実績報告書を提出すること。

実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もあるので注意すること。

業務完了後においても、経済産業省が、当財団立ち合いのもとに必要な応じて現地調査等を行うことがあるので協力すること。

7. 応募手続きについて

(1) 募集期間

募集開始日：令和4年5月18日

募集締切日：令和4年6月8日[13時必着]

持参又は書留による郵送等（配達記録付き）をお願いします。

※受付時間（平日9：00～12：00及び13：00～17：00）外の提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。

(2) 応募書類について

- a. 応募に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の様式の大きさは全てA4版で統一し、2穴（ISO838）のA4ファイルに綴じてください。
- b. 以下の書類をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。なお、電子媒体（CD-R又はDVD-Rに限る。）については、正本に1部添付して提出してください。ディスクのラベル面には、業務名、事業者名を明記してください。

① 申請書（様式第1）

② 企画提案書（様式第2）

③ 提案額内訳書（様式第3）

なお、共同体で申請する場合には、体制表に基づき、構成会社(団体)ごとの内訳書も作成すること。

④ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（様式第4）

※任意。表明する場合のみ提出する。

⑤ 申請受理票（様式第5）

⑥ 添付書類

- ・申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ・申請者定款
- ・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）
- ・財務諸表（直近2ヵ年分）
- ・その他

- c. 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。
- d. 応募書類の作成費は経費に含まれません。また、採択の可否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- e. 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。
- f. 平成28年度から令和2年度までの事業報告書（概要版）、及び令和3年度の事業報告書（概要版）と令和3年度委託契約状況を以下のホームページで公開していますので参考にしてください。また、事業報告書（詳細版）の閲覧を希望する場合やその他の質問等がある場合は「（3）応募書類の提出先」に記載の連絡先までお問い合わせください。

平成28～令和2年度事業報告書（概要版）

<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/shuuryoujigyou/>

令和3年度事業報告書（概要版）、令和3年度委託契約状況

<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/chousa/>

（3）応募書類の提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブル・コジマ2階

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部

『技術情報の調査事業』宛

TEL：03-6810-0374

注1：お問合せは、土日祝を除く9：00～12：00および13：00～17：00に
お願いします。

注2：上記以外の電話番号では、本業務に関するお問合せにはお答えできません。

（4）資料

当財団のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

（財団のホームページURL：<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>）

（5）その他

応募期間内に予定価格を下回る価格の応募がない場合、応募者に対して再度提出期限を定めて募集を行う。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

事業者の採択にあたっては、事前に資格審査を行った後、外部有識者で構成される事業評価委員会（非公開）で審査を行い決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて評価を行います。

a. 応募資格

申請者は、「5. 応募資格について」の応募資格を満たしているか。

b. 審査項目

以下の審査項目に基づいて総合的な評価を行います。

(技術面)

- (a) 本事業の目的及び目標が明確であるか。また、目的設定及び目標達成に向けた根拠が具体的か。
- (b) 「3. 業務の内容」に書かれた項目が記載されており、事業内容が事業目的に整合しているか。また、具体的に示されているか。
- (c) 業務の実施方法が記載されており、事業目的、事業内容に整合しているか。また、具体的に示されているか。効果的、効率的な方法が採られているか。
- (d) 事業者独自の創意工夫、提案等があるか。実施後の波及効果が期待できるか。
- (e) 事業スケジュールが具体的に記載されているか。また、スケジュールを適切に管理するためのキーデート、手順や適切に実施できる根拠、経験が記載されているか。
- (f) 業務遂行可能な人数が確保されており、業務の実施体制、役割分担が事業内容と整合しているか。要員、体制、役割分担が明確か。また、財団からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。実施体制、管理能力、実務経験やその有効性が適切か。
- (g) 組織の専門知識、ノウハウの蓄積が豊富か。また、従事者の保有スキル・専門知識等が豊富か。
- (h) 業務遂行のための経営基盤、経営能力を有しているか。

(価格面)

- (a) 提案金額が、予定価格の範囲内であるか。
- (b) 提案金額が、より低価格であるか。

(賃上げの実施表明)

「給与等受給者一人あたりの平均受給額」（注1）を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を、様式第4「従業員への賃金引上げ計画の表明書」により表明した（注2）場合、審査において所定の点数を加点します。また、表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終

了後、「法人事業概況説明書」等により確認しますので、確認のため必要な書類を速やかに財団に提出して下さい。確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の交付申請における採点審査において、所定の点数を減点します。

(注1) 中小企業等においては「給与総額」とする。

(注2) 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。

(3) 採択結果の通知について

採択された申請者については、一般財団法人新エネルギー財団のホームページで公表するとともに、申請者に対しその旨を書面で通知します。また、採択されなかった申請者に対しても書面で通知します。

9. 契約について

採択された応募者については、一般財団法人新エネルギー財団との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、一般財団法人新エネルギー財団との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後業務開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行います。

契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 対象経費について

本業務の対象となる経費は、業務の実施に要する経費及び業務成果の取り纏めに必要な経費であり、経費の計上に際しては、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に従っていただきます。

業務の実施に要する経費の支払いは、原則として事業期間中に行ってください。例外として、支払が委託事業期間外であっても委託事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものについては、委託対象経費として認められます。（請負業者等からの請求書は、補助事業完了日までに受領してください。）

1 1. 説明会の開催

本業務の内容、提出書類等について説明会を行います。開催日時等は当財団のホームページに掲載します。

1 2. 応募書類の様式

① 申請書 (様式第1)

② 企画提案書 (様式第2)

③ 提案額内訳書 (様式第3)

なお、共同体で申請する場合には、体制表に基づき、構成会社(団体)ごとの内訳書も作成すること。

④ 従業員への賃金引上げ計画の表明書 (様式第4)

※任意。表明する場合のみ提出する。

⑤ 申請受理票 (様式第5)

様式第1

令和 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
 会長 市川 祐三 殿

令和4年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)のうち
 技術情報の調査事業に係る業務申請書

(幹事法人) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
(共同体) 申請者	企業・団体名	印
	代表者役職・氏名	
	所在地	郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇
連絡担当者	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	F A X	
	E-mail	

共同体で申請する場合、幹事法人を定め、構成会社毎に記載すること

様式第 2

令和 4 年度「水力発電の導入加速化補助金」（調査事業）のうち
技術情報の調査事業に係る企画提案書

1. 業務の概要

- ・ 業務の目的
※業務の目的を具体的に記載すること。
- ・ 業務の目標
※業務の目標を具体的に記載すること。

2. 業務内容

- ・ 業務の内容
※業務で実施する具体的な調査の項目、内容等を記載すること。
- ・ 業務の実施方法
※業務で実施する具体的な調査方法等について記載すること。
※事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。）することはできません。

3. 業務実施計画

- ・ 作業内容およびスケジュール
※実施する具体的な作業内容とスケジュールについて記載すること。
(記載例)

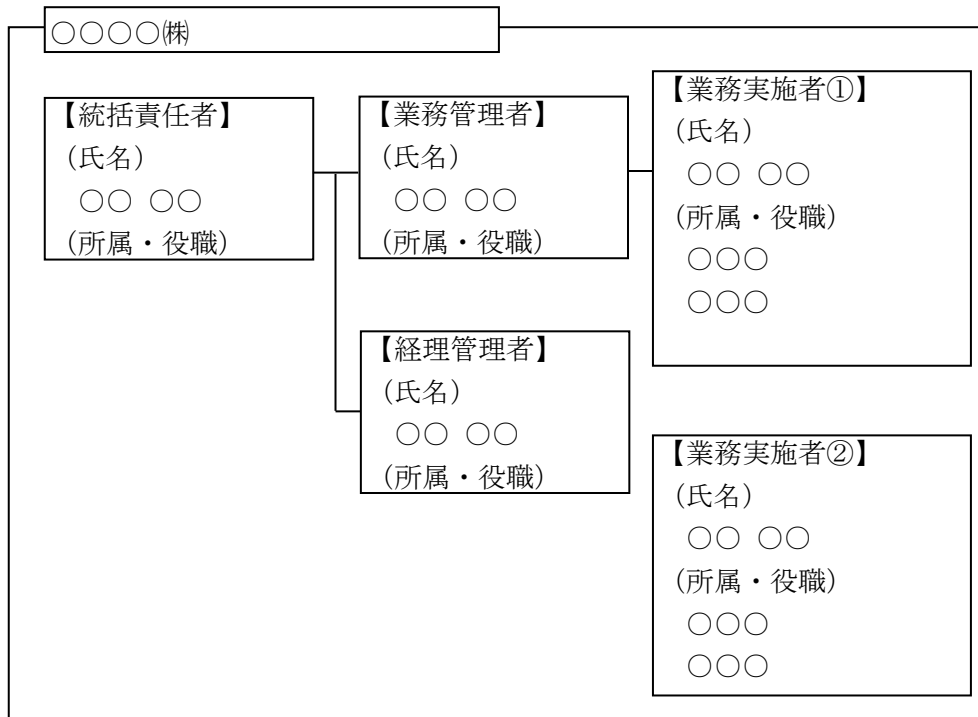
作業内容	令和〇〇年度				備考
	〇月	〇月	〇月	〇月	
1. <項目 1 >	→				
1-1. 〇〇〇〇					
1-2. 〇〇〇〇	→				
2. <項目 2 >					
3. <項目 3 >					
4. <項目 4 >					

4. 実施体制

- ・業務実施体制図、役割分担

※事業者の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記載すること。

(記載例)



- ・組織としての専門性、類似業務実績等

※本業務に関連する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記載すること。

また、業務従事予定者の業務経験・保有スキル・専門知識等について記載すること。

5. 経営基盤について

※業務を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制）について記載すること。

6. 応募資格

※応募資格の各項目について、申請者の状況を記載すること。

7. 添付資料

- ・その他必要な書類

様式第3

令和4年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)のうち
技術情報の調査事業に係る提案額内訳書

(単位:円)

経費項目		積算内訳	金額
I. 人件費			
II. 事業費	1. 旅 費		
	2. 会議費		
	3. 謝 金		
	4. 備品費		
	(借料及び賃料)		
	5. 消耗品費		
	6. 印刷製本費		
	7. 補助員人件費		
8. その他諸経費			
III. 再委託費・外注費※			
IV. 一般管理費			
V. 消費税			
合 計			

※III.再委託・外注費においては、原則調査事業に係る提案額総額に対する割合が50%を超えることはできません。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

様式第5

申請受理票

令和 年 月 日

受付番号	
------	--

令和4年度「水力発電の導入加速化補助金」(調査事業)のうち
技術情報の調査事業

申請者

企業・団体等の名称：

企業・団体等代表者役職・氏名 殿

FAX番号 ()

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力国際・技術部
〒170-0013
東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブル・コジマ2階
電話 03-6810-0374
FAX 03-6810-0370

本件に関する連絡等につきましては、この受付番号をご使用くださいますようお願い致します。

- ※ 申請受理票は、申請書、提案書を受理したことを証明する書類ですので、名称、代表者の役職・氏名、FAX番号を記入してください。
- ※ 本票は、新エネルギー財団より、申請者に対してFAXにて返送します。